

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

個人県民税の所得割における寄附金税額控除について対象となる寄附金を拡大するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金および政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち、県内に事務所または事業所を有する法人等に対するものを対象に追加することとします。（第21条の2関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行し、納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する寄附金について適用することとします。

イ その他所要の規定の整理を行うこととします。

# 個人県民税における控除対象寄附金の条例指定について

## 1. 制度概要

都道府県・市町村、住所地の共同募金会・日赤支部に対する寄附金は、個人住民税の控除対象となっている。

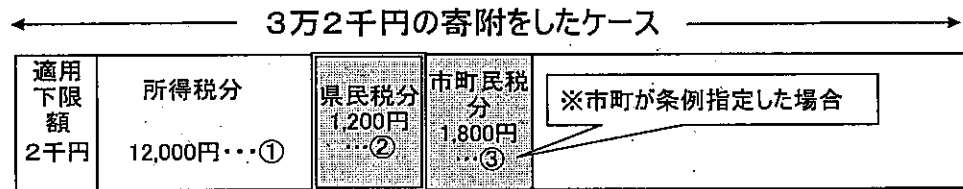
また、所得税の控除対象となる寄附金のうち県や市町が条例で指定したものについては、当該県・市町の個人住民税の控除対象となる。

条例指定の対象となる法人は、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人など。

具体例)

県・市町が条例で指定する寄附金（公益社団・財団法人の場合）

所得税と住民税を合わせて下図の①+②+③（1万5千円）を控除



県民税控除額計算式

$$(32,000 - 2,000) \times 4\% = 1,200 \text{ 円}$$

## 2. 滋賀県における条例指定

### (1) 趣旨

地域に密着した民間公益活動の促進や寄附文化の醸成を図るため、公益社団・財団法人等への寄附金の条例指定を行う。

### (2) 控除対象寄附金

所得税の控除対象寄附金のうち、県内に事務所等を有する法人に対する寄附金等を対象とする。このうち、県外に主たる事務所を有し、県内に事務所等を有する法人については、その把握のため、知事への届出制とする。

#### 【主な理由】

条例指定するには、「住民の福祉の増進に寄与する」ことが前提となり、その公益性および県との受益関係を有することが必要なため。

#### (公益性の観点)

所得税の控除対象寄附金は、公益の増進に著しく寄与する法人を対象としていることから、公益性が担保されている。

#### (県との受益関係の観点)


県内に事務所等を有する法人に対する寄附金は、当該事務所等における活動を通じて本県との受益関係があると認められる。

### (3) 影響額

平成22年度総務省調査（課税状況調等）による他府県の状況

	寄附者数	控除対象寄附金額	個人県民税控除額(減収額)
三重県	836人	207,782千円	8,152千円
京都府	2,194人	474,562千円	14,625千円
長崎県	679人	218,037千円	6,281千円

## 個人県民税における条例指定寄附金（案）

寄附金の区分	個人住民税	所得税	滋賀県における具体的な対象（県内に事務所・事業所を有するもの等）
都道府県・市町村	○	○	
住所地の共同募金会・日赤支部	○	○	
国立大学法人・公立大学法人		○	県内に主たる事務所があるもの：3団体
財務大臣指定寄附金(国公立大学以外)		○	現在対象なし
独立行政法人		○	県内に主たる事務所があるもの：0団体 県外に主たる事務所があるもの：8団体
地方独立行政法人		○	現在対象なし
自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日赤本部		○	県内に主たる事務所があるもの：0団体 県外に主たる事務所があるもの：3団体
公益社団法人・公益財団法人		○	県内に主たる事務所があるもの：99団体
学校法人・準学校法人		○	県内に主たる事務所があるもの：31団体 県外に主たる事務所があるもの：5団体
社会福祉法人		○	県内に主たる事務所があるもの：244団体 県外に主たる事務所があるもの：4団体
更生保護法人		○	県内に主たる事務所があるもの：2団体
特定公益信託		○	現在対象なし（知事、県教委が許可したものに限り指定）
認定NPO法人(仮認定NPO法人を含む)	○	現在対象なし （内閣府試算によると、平成24年4月からの所得税における新認定制度によって、今後3年間のうちに認証NPO法人の6.2%が認定見込み、3.9%が仮認定見込み） ※平成24年3月31日現在の滋賀県での認証NPO法人数：541法人	
認定NPO法人以外のNPO法人のうち都道府県・市町村が条例で指定したもの	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度税制改正により創設</li> <li>・新認定制度の状況等を見定めつつ検討する。</li> </ul>	

※ 県外に主たる事務所を有する法人については、県に届出のあったものに限る。

滋賀県税条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(公益信託に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第4条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をい</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの</u></p> <p>イ <u>県内に事務所または事業所を有する法人または団体で規則で定めるところにより知事が指定したのものに対するもの</u></p> <p>ウ <u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(公益信託に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第4条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下同じ。）の信託財</p>

う。以下同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 (略)

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

(2) (略)

産について生ずる所得については、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 (略)

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

(2) (略)